

カーボンニュートラル推進方針

2026 年 4 月

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課

目 次

第1章	カーボンニュートラル推進方針について	1
第2章	本市の温室効果ガス排出状況	2
第3章	本市の温室効果ガス削減目標	4
第4章	温室効果ガス削減目標達成に向けた取組方針	5
	【方針1】徹底した省エネルギーの推進	6
	【方針2】再生可能エネルギーの最大限の導入・活用	9
	【方針3】グリーンイノベーションの推進	12
	【方針4】温室効果ガスの吸収・排出抑制	14
第5章	取組みの進捗状況の確認	16
第6章	財源	16
第7章	方針の施行及び改定	16

第1章 カーボンニュートラル推進方針について

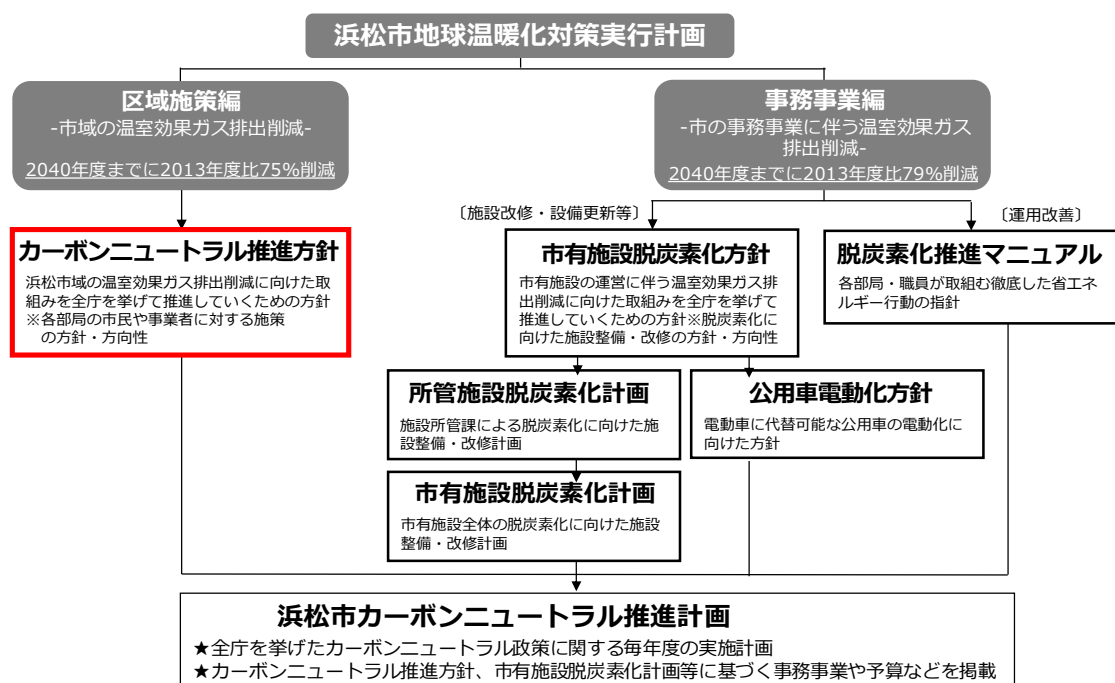
2026年3月に策定した「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2026]」では、2040年度の市域の温室効果ガス排出量を、基準年度2013年度比で75%削減することを目標に掲げています。

この目標は、国の目標を上回る意欲的な数値であり、その達成には、市民、企業、行政が一体となって、より積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組まなければなりません。

こうした取組みを主導していくため本市としては、“企業の成長”、“市民の暮らしの向上”、“都市の持続的発展”を実現するための手段として、脱炭素に取り組んでいます。この取組みを、「浜松版グリーントランスフォーメーション」として、オール浜松・官民連携で推進し、“まち”、“ひと”、“しごと”の地方創生につなげていきます。

「カーボンニュートラル推進方針」は、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2026]」で定めた温室効果ガス排出削減に向けた4つの「基本方針」に基づき、本市の関係部局が各々または連携して、今後取り組む施策の方針を示したものになります。

今後関係部局は、本方針に基づき、市民・企業の皆様の取組みを促進するための事業や市自らが実施すべき事業を展開していきます。



図表1 「浜松市地球温暖化対策実行計画」推進体系

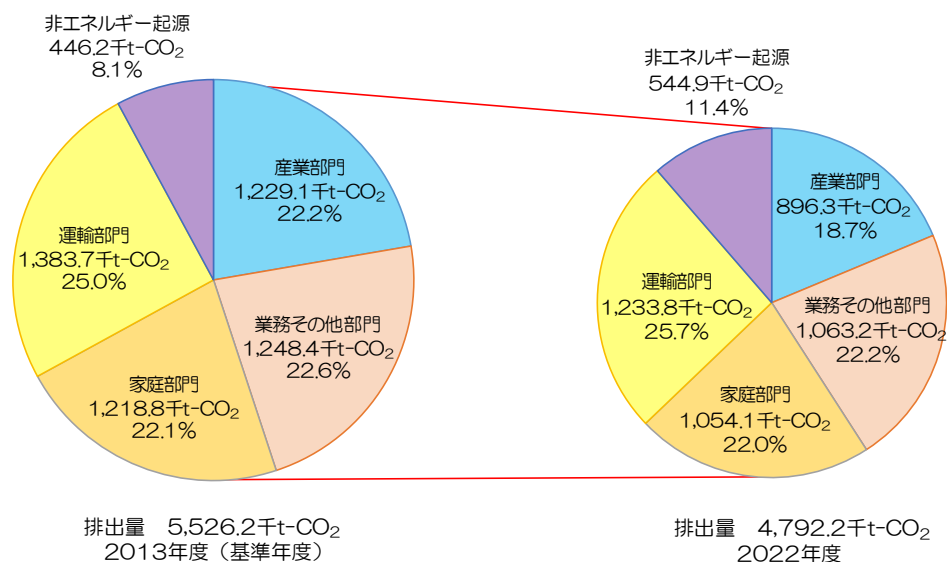
第2章 本市の温室効果ガス排出状況

2013（平成25）年度（基準年度）の温室効果ガス排出量は、5,526.2千t-CO₂でした。

温室効果ガス排出量の中で、二酸化炭素（CO₂）の割合が最も多く、部門ごとの排出割合は、産業部門が22.2%、業務その他部門が22.6%、家庭部門が22.1%、運輸部門が25.0%を占めていました。

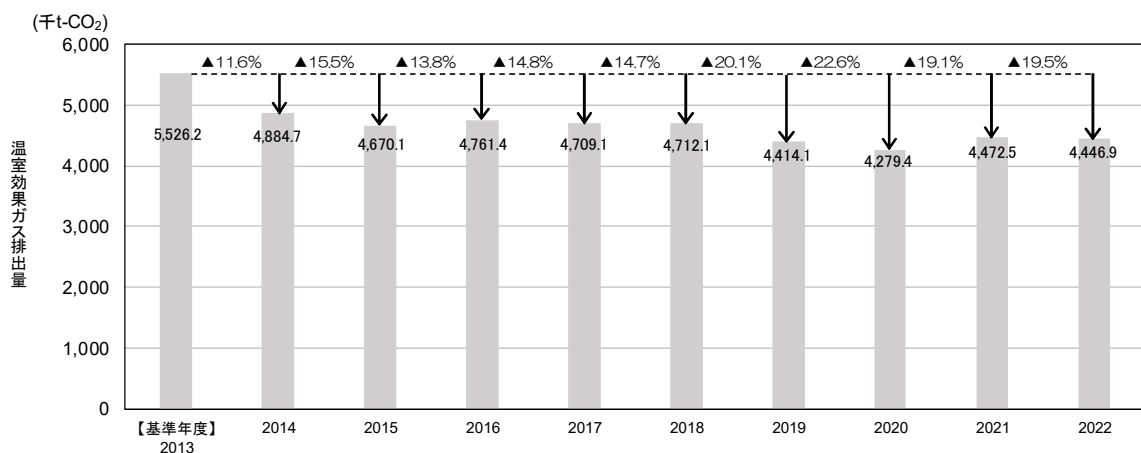
一方、2022年度の温室効果ガス排出量は、4,792.2千t-CO₂であり、基準年度比で13.3%減少しています。森林等による二酸化炭素吸収量345.3千t-CO₂を含めた温室効果ガス排出量は、4,446.9千t-CO₂であり、基準年度比で19.5%減少しています。

2022（令和4）年度の部門ごとの排出割合は、産業部門が18.7%、業務その他部門が22.2%、家庭部門が22.0%、運輸部門が25.7%を占めていました。



図表 2.1 温室効果ガス排出量の内訳（※森林吸収量含まず）

※端数処理の都合上、合計値と内訳の数値が一致しない場合がある



図表 2.2 温室効果ガス排出量の推移（※森林吸収量含む）

図表 2.3 温室効果ガス排出量の推移（内訳）

排出量・増減量・吸収量：千t-CO₂

ガス種	部門・分野	【基準年度】 2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)	排出量	5,079.9	4,862.3	4,613.3	4,670.7	4,595.3	4,579.0	4,266.5	4,117.7	4,289.2	4,247.4
	産業部門	排出量	1,229.1	1,161.0	996.1	1,005.1	1,046.0	948.2	934.7	970.9	896.3
		増減量	-	▲ 68.1	▲ 233.0	▲ 224.0	▲ 183.1	▲ 212.9	▲ 280.9	▲ 294.4	▲ 332.8
		増減率	-	▲ 5.5%	▲ 19.0%	▲ 18.2%	▲ 14.9%	▲ 17.3%	▲ 22.9%	▲ 24.0%	▲ 27.1%
	業務その他部門	排出量	1,248.4	1,193.6	1,138.0	1,132.0	1,136.9	1,119.3	1,049.9	971.7	1,063.2
		増減量	-	▲ 54.7	▲ 110.4	▲ 116.3	▲ 111.5	▲ 129.1	▲ 198.5	▲ 276.7	▲ 113.0
		増減率	-	▲ 4.4%	▲ 8.8%	▲ 9.3%	▲ 8.9%	▲ 10.3%	▲ 15.9%	▲ 22.2%	▲ 9.1%
	家庭部門	排出量	1,218.8	1,169.9	1,137.1	1,185.3	1,062.2	1,060.1	939.9	988.0	1,023.1
		増減量	-	▲ 48.9	▲ 81.7	▲ 33.5	▲ 156.5	▲ 158.6	▲ 278.9	▲ 230.8	▲ 195.7
		増減率	-	▲ 4.0%	▲ 6.7%	▲ 2.7%	▲ 12.8%	▲ 13.0%	▲ 22.9%	▲ 18.9%	▲ 16.1%
	運輸部門	排出量	1,383.7	1,337.8	1,342.2	1,348.3	1,350.2	1,383.5	1,328.5	1,223.3	1,159.9
		増減量	-	▲ 45.9	▲ 41.4	▲ 35.4	▲ 33.5	▲ 0.2	▲ 55.1	▲ 160.4	▲ 223.7
		増減率	-	▲ 3.3%	▲ 3.0%	▲ 2.6%	▲ 2.4%	▲ 0.0%	▲ 4.0%	▲ 11.6%	▲ 16.2%
非エネルギー起源温室効果ガス	排出量	446.2	464.7	483.8	506.3	519.2	525.3	531.5	533.6	547.0	544.9
	二酸化炭素	排出量	124.0	121.1	124.5	127.1	130.3	127.8	125.1	119.4	128.0
		増減量	-	▲ 2.9	0.6	3.1	6.3	3.8	1.1	▲ 4.6	4.1
		増減率	-	▲ 2.3%	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	▲ 3.7%	0.0
	メタン	排出量	19.2	19.4	18.5	18.4	18.1	17.9	17.3	17.2	26.2
		増減量	-	0.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.9	6.9
		増減率	-	0.0	▲ 3.7%	▲ 4.5%	▲ 5.7%	▲ 6.8%	▲ 7.7%	▲ 10.0%	0.4
	一酸化二窒素	排出量	87.3	85.6	84.6	83.7	82.9	82.7	81.4	76.9	67.8
		増減量	-	▲ 1.7	▲ 2.7	▲ 3.6	▲ 4.4	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 10.5	▲ 11.2
		増減率	-	▲ 1.9%	▲ 3.1%	▲ 4.1%	▲ 5.1%	▲ 5.3%	▲ 6.8%	▲ 12.0%	▲ 12.9%
	代替フロン等4ガス分野	排出量	215.7	238.6	256.1	277.1	287.9	296.9	307.3	320.1	325.5
		増減量	-	22.9	40.4	61.4	72.2	81.2	91.5	104.3	109.8
		増減率	-	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
排出量計		5,526.2	5,327.0	5,097.1	5,177.0	5,114.6	5,104.3	4,798.1	4,651.3	4,836.2	4,792.2
森林吸収量		-	442.3	427.0	415.7	405.5	392.3	384.0	371.9	363.7	345.3
合計	排出量	5,526.2	4,884.7	4,670.1	4,761.4	4,709.1	4,712.1	4,414.1	4,279.4	4,472.5	4,446.9
	増減量	-	▲ 641.5	▲ 856.1	▲ 764.8	▲ 817.1	▲ 814.1	▲ 1,112.1	▲ 1,246.8	▲ 1,053.7	▲ 1,079.3
	増減率	-	▲ 11.6%	▲ 15.5%	▲ 13.8%	▲ 14.8%	▲ 14.7%	▲ 20.1%	▲ 22.6%	▲ 19.1%	▲ 19.5%

※増減量及び増減率は2013年度比との比較による

※端数処理の都合上、合計値と内訳の数値が一致しない場合がある

図表 2.4 各部門等の解説

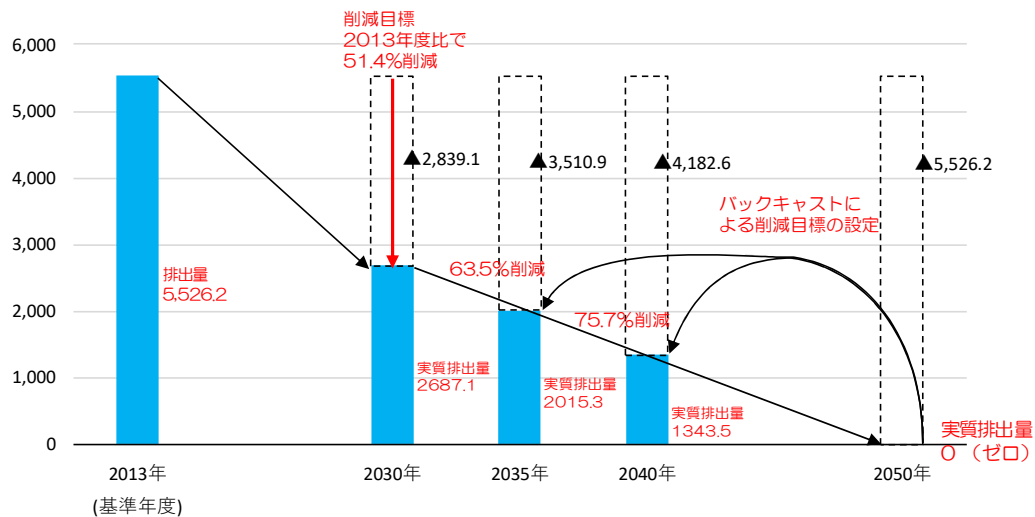
用語	解説
産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業によって消費されたエネルギー量。
業務その他部門	第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・その他サービス・公務など）の事業所において消費されたエネルギー量。
家庭部門	各家庭の活動によって消費されたエネルギー量。 なお、家庭の自家用車などから排出される二酸化炭素は、運輸部門に含まれる。
運輸部門	鉄道、船舶、貨物車、乗用車によって消費されたエネルギー量。
エネルギー起源温室効果ガス	石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料を燃焼させた際に排出される温室効果ガス。二酸化炭素だけでなく、メタン、一酸化二窒素なども排出されている。
非エネルギー起源温室効果ガス	エネルギー起源以外の工業プロセスや廃棄物の焼却、埋め立てに伴う二酸化炭素や、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガス。

第3章 本市の温室効果ガス削減目標

「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2026]」においては、国の「地球温暖化対策計画」や市独自の施策による削減量などから、フォアキャスト方式による積み上げにより、2030 年度温室効果ガス削減目標を、基準年度の 2013 年度比 51% 削減としています。

また本市の 2035・2040 年度の温室効果ガス削減目標は、国が 2035・2040 年度の削減目標を 2050 年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）からバックキャストして算定していることから、本市においても、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度基準年度比 51%削減を前提に、バックキャスト方式により算定しました。

その結果、本市の 2035・2040 年度の削減目標は、基準年度比で 2035 年度 63%削減（3,510.9 千 t-CO₂）、2040 年度 75%削減（4,182.7 千 t-CO₂）としています。

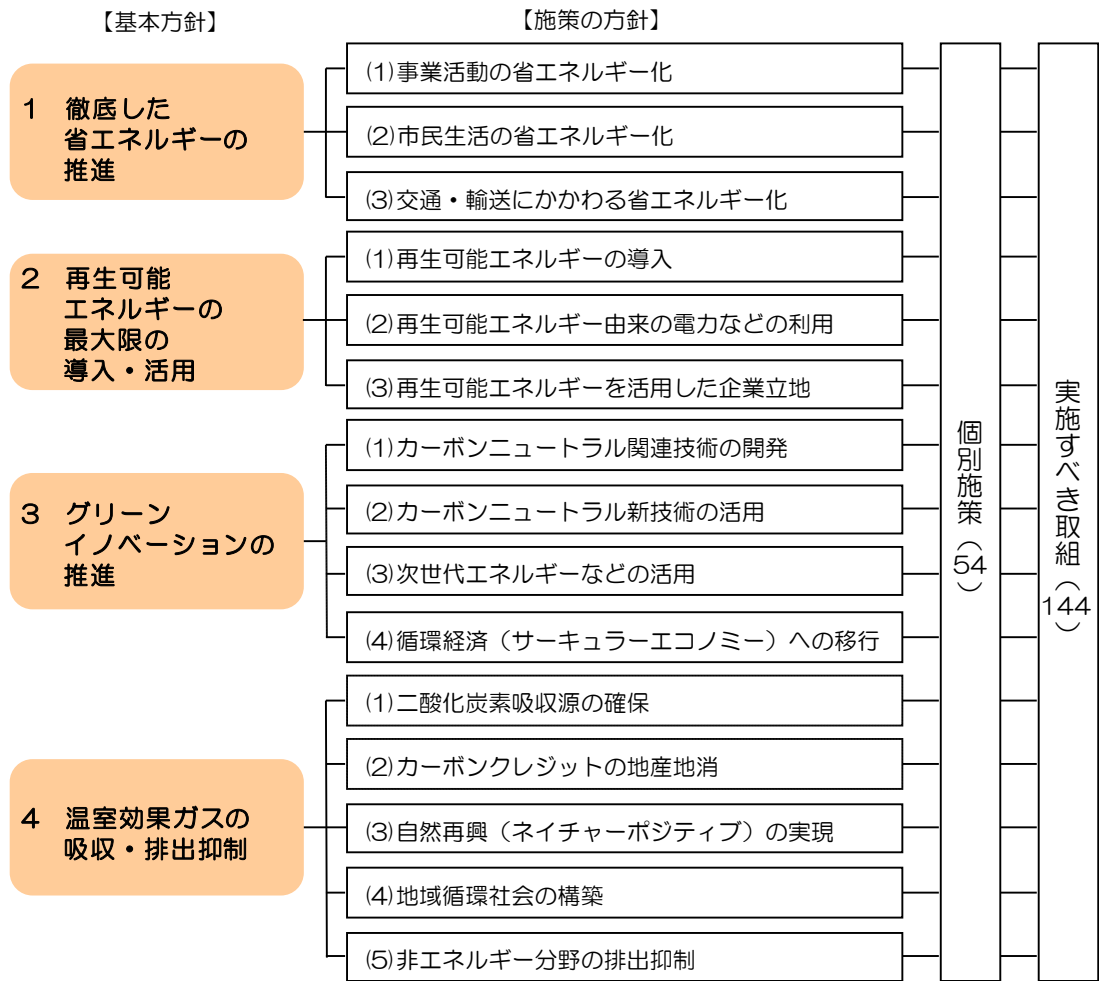


図表 3.1 削減目標の設定

第4章 温室効果ガス削減目標達成に向けた取組方針

図表 4.1 は、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲げる温室効果ガス削減目標達成のための4つの基本方針及び各施策の方針です。

本章では、この体系に沿って、施策の進め方と各部局の取組内容を示しています。



図表 4.1 温室効果ガス排出削減に向けた基本方針と施策の方針
（浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

【方針 1】徹底した省エネルギーの推進

目標：2040 年度において 2013 年度比で 2,085.3 千 t-CO₂ の削減

1 進め方

省エネを効率的・効果的に進めるためには、まずエネルギー使用量の「見える化」から着手することが重要です。そのため、市民、事業者等に対して省エネにおける経済的なメリットを示して取組んでもらうとともに、削減した光熱費を新たな省エネ設備の導入資金などに回していただけるよう、市民、事業者等の省エネの取組みに対して一層の支援を図ります。

2 取組内容と担当部局

(1) 事業活動の省エネルギー化

ア 製造業、建設業、運輸業、観光業等

【産業部（カーボンニュートラル推進課、産業振興課、観光・シティプロモーション課）】

製造業、建設業、運輸業、観光業等の企業における工場や事業所を対象に、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の「見える化」を進めた上で、運用改善による削減を図るとともに、高効率な空調・ボイラーの導入や建築物の高断熱化・高气密化といったハード面での対策を組み合わせた省エネ化を推進します。

また、化石燃料を利用する設備から電気設備への転換などのエネルギー転換も推進します。

こうした地域企業の脱炭素経営の取組みに対して、「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム※」が伴走支援します。

※浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム

浜松市、浜松商工会議所、(公財)浜松地域イノベーション推進機構、(株)静岡銀行、

浜松磐田信用金庫、遠州信用金庫、(株)浜松新電力により構成する地域企業の脱炭素経営支援組織

イ 農林水産業

【産業部（農業振興課、農業水産課、林業振興課）】

省エネ性能の高い農業・林業・水産関連の機械や設備の導入、施設園芸・製材所・港等における省エネ設備の導入を推進します。

ウ 住宅・建築物

【都市整備部（建築行政課）、産業部（カーボンニュートラル推進課）】

住宅・建築物の省エネ基準は 2030 年までに ZEH・ZEB*水準に引き上げられ、義務化されるため、制度変更や必要となる手続き等の周知を徹底し、さらなる断熱性の向上や省エネを推進します。

また、建築物の省エネ、省資源、リサイクルなどの総合的な環境配慮に対する意識啓発を行います。

※ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

エ その他分野

【産業部（カーボンニュートラル推進課）、健康福祉部、こども家庭部等】

医療・福祉・教育分野などの事業活動においても、温室効果ガス排出量の排出削減が必要です。

それぞれの部局が事業者に対して、省エネの徹底等の脱炭素化に向けた意識啓発などを行います。

（２）市民生活の省エネルギー化

ア 家庭・住宅における取組みの推進

【産業部（カーボンニュートラル推進課）】

家庭エコ診断制度等を活用し、家庭におけるエネルギー（電力、ガソリン、灯油、都市ガス、LPG、軽油）の見える化を推進します。

新築においては、ZEH や GX 志向型住宅の建築、既築では、高断熱・高气密化のためのリフォームなどによる熱エネルギー漏洩の抑制、新築・既築を問わず、高効率な省エネ機器、省エネ家電、住宅用エネルギーマネジメントシステム (HEMS) の導入などを進めます。

イ 脱炭素ライフスタイルへの転換

【産業部（カーボンニュートラル推進課）、環境部（環境政策課、一般廃棄物対策課）】

衣食住・移動・買い物など、生活全般における温室効果ガスの削減のため、Eスイッチプログラム、出前講座などの環境学習、家庭における食品ロスや廃プラスチックの削減啓発等により、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進し、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促します。

(3) 交通・輸送にかかわる省エネルギー化

ア 電動車関係

【産業部（カーボンニュートラル推進課、産業振興課）】

自家用、事業用問わず、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及促進、充電器や水素ステーションなど環境整備を推進します。

また、エコドライブの実践を推進します。

イ 都市計画、公共交通

【都市整備部（都市計画課、交通政策課）】

市民生活を支える持続可能な公共交通ネットワークと連携したコンパクトな都市の形成により、移動距離の短縮化や環境負荷の大きい自動車に依存した交通体系から環境負荷の小さい公共交通を主体とした交通体系への転換を図ります。

また、公共交通ネットワークを維持するとともに、利便性を向上することで、公共交通機関の利用を促進します。

ウ 道路照明、自転車利用、渋滞緩和

【土木部（道路企画課、道路保全課）】

「浜松市道路脱炭素化推進計画」に基づき、道路照明を 2030 年までに 100% LED 化します。

また、低炭素アスファルト（中温化合物）の導入や溶融スラグ等の活用など、脱炭素に資する取組みも推進します。

日常の移動において、走行時に CO₂ を排出しない自転車がさらに活用されるよう、自転車通行空間の整備や駐輪場の再整備を推進するとともに、CO₂ 排出量削減につながる自動車交通の渋滞対策を推進します。

【方針 2】再生可能エネルギーの最大限の導入・活用

目標：2040 年度において 2013 年度比で 1,274.2 千 t-CO₂ の削減

1 進め方

近年の電力料金上昇に伴い、再生可能エネルギーの導入による経済的なメリットや GX 産業立地※の推進による経済成長などの「経済的な利益」と、災害の発生防止や自然環境・生活環境の保全に配慮する「環境保護」の両立を図ることができ、地域の持続的発展にも寄与する、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を推進します。

※GX 産業立地

脱炭素電源（再生可能エネルギー設備等）の近くに需要家（工場やデータセンター）を集積し、産業競争力強化と地域活性化の同時実現を目指す新しい産業集積モデル。

2 取組内容と担当部局

（1）再生可能エネルギーの導入

ア 太陽光発電

【産業部（カーボンニュートラル推進課）】

太陽光発電設備については、住宅や工場・事業所の屋上等へ初期投資ゼロの PPA 方式※等を含む自家消費型での導入を推進します。

また、住宅への導入支援により家庭でのエネルギーの自給自足及び防災機能強化につなげるとともに、工場・事業所に対する導入支援により事業者の脱炭素経営を加速させます。

さらに、ペロブスカイトなど次世代型太陽電池の導入・普及について検討を進めます。

※PPA 方式：（Power Purchase Agreement の略）エネルギーサービス事業者との電力購入契約であり、消費者が電力会社と契約を結び、エネルギーサービス事業者が太陽光発電設備を設置する導入手法。設置した太陽光発電設備で発電した電気は消費者が使用し、料金を支払う。消費者の初期投資は発生せず、維持管理などはエネルギーサービス事業者が行うため追加費用も発生しない。

イ 農業との連携

【産業部（カーボンニュートラル推進課、農地整備課）、農業委員会事務局】

農業と発電事業を両立させ、脱炭素だけでなく耕作放棄地の解消、地方創生なども期待できる営農型太陽光発電設備の導入について、適正な農作物の選定や持続的な農地利用を推進します。

農業用水を利用した小規模水力発電設備など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進します。

ウ 廃棄物の資源化

【産業部（カーボンニュートラル推進課）、環境部（一般廃棄物対策課、廃棄物処理施設課、産業廃棄物対策課）】

食品廃棄物や未利用資源などを原料とするバイオマス事業を推進し、バイオマスのエネルギー利用と関連産業の活性化を推進します。

また、廃棄物焼却時に発生する蒸気などを利用したバイオマス発電（ごみ発電）設備の整備を進めます。

エ 地域との調和

【環境部（環境政策課）、産業部（カーボンニュートラル推進課）】

「環境影響評価法」、「浜松市環境影響評価条例」、「浜松市環境配慮指針」、「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」、「浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱」、「浜松市太陽光発電施設に関するガイドライン」、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」、「浜松市蓄電池設備に関するガイドライン」の適正な運用により、再生可能エネルギー関連事業が生活環境、自然環境及び地球環境の保全と調和のとれたものになるよう事業者には促すとともに、市民の再生可能エネルギーへの理解を高めます。

オ 下水道資源の活用

【上下水道部（下水道工事課、下水道施設課）】

下水汚泥焼却施設の未利用排熱を利用した高効率発電技術の選定など、下水処理に係る未利用エネルギーの有効活用を推進します。

（２）再生可能エネルギー由来の電気などの利用

【産業部（カーボンニュートラル推進課）】

各主体が使用する電力の、再生可能エネルギーで発電された電力や、再生可能エネルギー指定の非化石証書等を付した実質再生可能エネルギー100%電力への切り替えを推進します。

卒FIT 電力（再生可能エネルギーの固定買取価格制度の期間が終了した発電設備の電力）の自家消費への転換や市内企業などへの供給によるエネルギーの地産地消を推進します。

（３）再生可能エネルギーを活用した GX 産業立地

【産業部（カーボンニュートラル推進課、企業立地推進課）】

洋上風力やバイオマス発電といった大規模な脱炭素電源や、FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の期間が順次終了する 2030 年代半ば以降に急増する卒FIT 電源などの再生可能エネルギー電源を確保し、再生可能エネルギーを必要とする企業の立地を推進します。

【方針 3】グリーンイノベーションの推進

目標：2040 年度において 2013 年度比で 57.3 千 t-CO₂ の削減

1 進め方

本市の 2050 年カーボンニュートラル実現と地域経済の持続的な発展による地方創生を目指すため、市内企業の新たな脱炭素関連の技術開発やサービス創出などの具体的な取り組みである「グリーンイノベーション」を推進します。

また、グリーンイノベーションを効果的に推進するために、多様な知見や技術を有している企業や大学等の研究機関などとの官民連携や産学官連携などを積極的に進めるための組織運営や支援施策の整備に取組みます。

2 取組内容と担当部局

（1）カーボンニュートラル関連技術の開発

【産業部（カーボンニュートラル推進課、産業振興課）】

地域内外の企業間連携や官民連携、産学官連携を一層強化し、地域における新たな産業の創出や地域経済の成長につなげるために、ニーズ・シーズのマッチングやワーキンググループ・研究会活動、プロジェクトの実証などを推進します。

（2）カーボンニュートラル新技術の活用

【産業部（カーボンニュートラル推進課、スタートアップ推進課）】

国の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略※」が示す 14 の重要産業分野などの新技術や新サービスの実証実験を推進し、積極的な利活用を促します。特にカーボンニュートラル関連の新技術開発やプロジェクト創出など、市内企業のグリーンイノベーションを推進します。

またスタートアップ企業などが有する技術・サービスの実証・活用を後押しします。

※グリーン成長戦略

エネルギー・産業分野の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出などにより、2050 年のカーボンニュートラル実現と、経済成長を両立させるための国の成長戦略。

産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定している。

(3) 次世代エネルギーなどの活用

【産業部（カーボンニュートラル推進課）】

国の方針に基づき、水素をはじめ、アンモニア、合成メタン（e-methane）、合成燃料（e-fuel）、バイオ燃料などの次世代エネルギーについて、本市に合った燃料の製造方法などを検討するとともに、事業者における産業用燃料電池の導入や混焼・専焼による発電利用など次世代エネルギーの活用を推進します。

(4) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

【産業部（カーボンニュートラル推進課）、環境部（一般廃棄物対策課、産業廃棄物対策課）】

従来の産業構造である「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済から、資源を循環させる新たな価値を創出する「循環経済」への移行を図ります。

そのため、太陽光パネルやプラスチック製品のリサイクル、溶融スラグの活用、廃棄物焼却量の削減などを推進します。

【方針 4】 温室効果ガスの吸収・排出抑制

目標：2040 年度において 2013 年度比で 546.3 千 t-CO₂ の削減

1 進め方

市域の 66%を占める森林は、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。

こうした森林から生産された木材を建築物などに利用することで、二酸化炭素を固定化するだけでなく、森林資源の地産地消や環境価値の創出・利用による地域経済循環につなげます。

また、浜名湖のアマモ再生などによるブルーカーボンの創出により、二酸化炭素の固定化はもとより、水産資源の回復を通じた漁業の活性化を図ります。

さらには、自然再興（ネイチャーポジティブ）と循環経済（サーキュラーエコノミー）、脱炭素（カーボンニュートラル）の取組みを連動させるシナジー効果を生み出す効果的な取組みを推進します。

2 取組内容と担当部局

（１）二酸化炭素吸収源の確保

ア グリーンカーボン

【産業部（カーボンニュートラル推進課、林業振興課）】

FSC®森林認証面積のさらなる拡大や適切な森林管理によりグリーンカーボンを増進させ、多様な吸収源の確保に向けた取組みを推進します。

イ ブルーカーボン

【産業部（カーボンニュートラル推進課、農業水産課）】

アマモの再生などによる藻場の拡大により、アサリなどの水産資源の回復を含め、ブルーカーボンによる二酸化炭素の吸収量を増加させる取組みを推進します。

（２）カーボンクレジットの地産地消

【産業部（カーボンニュートラル推進課、農業水産課、林業振興課）】

市内で適切に整備・管理された森林やアマモなどによる二酸化炭素吸収量（環境価値）をクレジット化し、クレジットの売買によって得た資金を森林やアマモなどのさらなる整備・管理などに活用することで、地産地消を推進します。

（３）自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現

【産業部（カーボンニュートラル推進課）、環境部（環境政策課）、都市整備部（緑政課）】

二酸化炭素の吸収だけでなく、バイオマス資源の持続的な生産や都市緑化による適応にもつながる施策として、多様な生物のすみかの保全と回復を目的とした保護地域・自然共生サイトの拡大や緑地・里地里山の保全、都市緑化の推進、都市公園の整備を推進します。

（４）地域循環社会の構築

【産業部（カーボンニュートラル推進課）、環境部（一般廃棄物対策課、産業廃棄物対策課、環境政策課）】

南アルプス南端から連続する山地や遠州灘、浜名湖など豊かな自然環境（地域資源）を活用した製品やサービスの製造・創出、その地産地消や循環使用を促進し、地域経済の成長や自然資本の地域内循環につながる取組みを推進します。

（５）非エネルギー分野の排出抑制

【産業部（カーボンニュートラル推進課、農業振興課）、環境部（産業廃棄物対策課）】

二酸化炭素以外の温室効果ガスであるフロン類、メタン、一酸化二窒素などの排出抑制に向けて、ノンフロン、低 GWP（地球温暖化係数）製品の導入推進とともに、フロン類の漏えい防止・回収・適正処理を推進します。

農地における水田の中干し期間延長や施肥の効率化などにより、メタンや一酸化二窒素の温室効果ガスを削減し、気候変動の抑制につながる取組みを推進します。

第5章 取組みの進捗状況の確認

関係部局の毎年度の具体的な取組みは、産業部カーボンニュートラル推進課が進捗状況及び今後の計画について取りまとめ、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の実施計画に位置付けている「浜松市カーボンニュートラル推進計画」において示していきます。

本方針に基づく関係部局の取組みについては、市長を本部長としてすべての部局長を本部員とする「浜松市カーボンニュートラル推進本部会議」で進捗管理をしていきます。

第6章 財源

諸施策を推進していくにあたり、生じる財政負担については国補助金等の外部資金を積極的に活用するものとします。

事業費が発生する施策については、当初予算要求にあたり、毎年度、本方針に基づき各課において効果的な事業計画を立案し、カーボンニュートラル推進課と調整を行った上で、予算要求を行うこととします。

第7章 方針の施行及び改定

この方針は、2026年4月21日から施行します。

なお、この方針は、脱炭素化の進捗状況や社会環境、技術動向等を踏まえ適宜改定していくものとします。

カーボンニュートラル推進方針

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課
〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103-2
TEL:053-457-2502 FAX:050-3730-8104
E-mail:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp
